

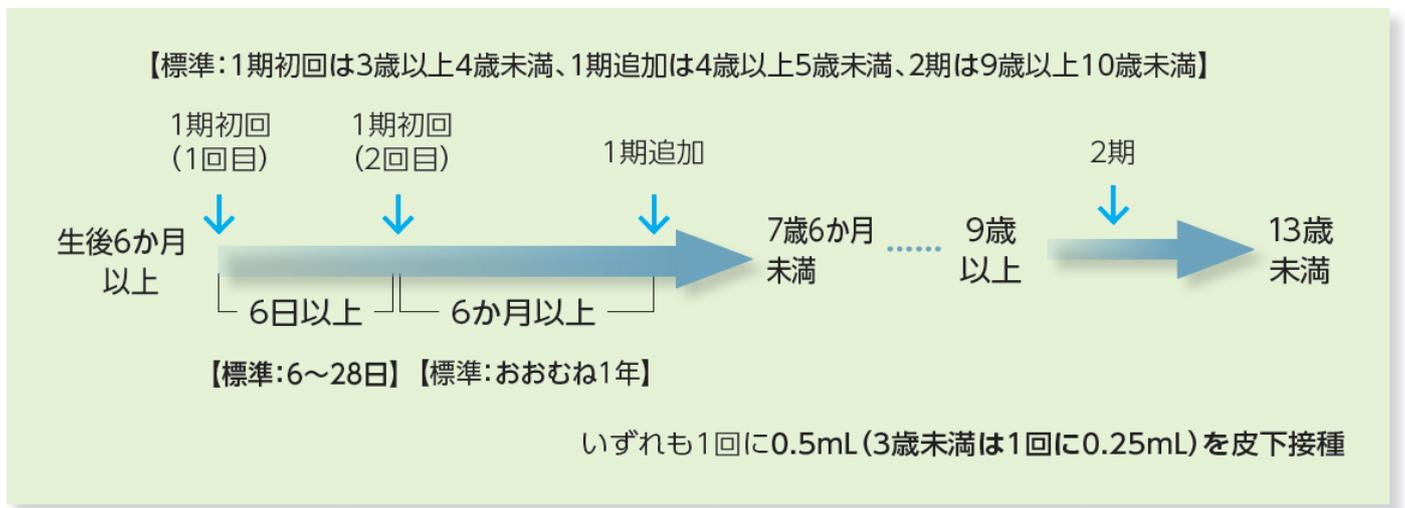
# 日本脳炎予防接種のお知らせ

3歳 / 4歳～7歳6か月未満 / 9歳 のお子さまを対象に送付しています。

接種する際は、親子（母子）手帳を持参してください。

対象年齢 (標準的な接種期間)	1期：生後6か月から生後90か月に至るまでの間の者 (初回接種①②：3歳) (追加接種③：4歳) 2期：9歳以上13歳未満の者
接種回数	4回
接種費用	全額公費負担（無料）
接種場所	市内指定医療機関 または 本島内の医師会加入医療機関

## ◆ 日本脳炎 予防接種スケジュール



## 日本脳炎とは？

日本脳炎ウイルスにより発生する疾病で、蚊を介して感染します。以前は子どもや高齢者に多く見られた病気です。突然の高熱、頭痛、嘔吐などで発病し、意識障害や麻痺等の神経系の障害を引き起こし、後遺症を残すことや死に至ることもあります。一般に日本脳炎ウイルスに感染した場合、およそ1000人に1人が日本脳炎を発症し、発症した方の約20～40%が亡くなってしまいといわれており、生存者の45～70%に精神障害などの後遺症が残ってしまうといわれています。

## 日本脳炎ウイルスの感染経路



①日本脳炎ウイルスが増殖する

②蚊がウイルスを保有している動物を刺し、その後人に刺す

## ワクチンの効果・安全性

罹患リスクを75～95%減らすことができると報告されています。

生後6か月以上90か月（7歳半）未満の小児で、主なものは発熱、せき、鼻水、注射部位の紅斑や腫れ、発疹などの副反応が認められています。これらの副反応のほとんどは、接種3日後までにみられ、数日で自然に治ります。

なお、ごくまれにショック、アナフィラキシー様症状、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）、脳症、けいれん、急性血小板減少性紫斑病などの重大な副反応がみられることがあります。気になる症状等がありましたら、お早めに医療機関を受診してください。

## 予防接種法の健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

ただし、健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

※1994年に予防接種法が改正され、1948年に制定されて以来続いていた強制義務接種から、個別勸奨義務接種（努力義務接種）に切り替わっています。

そのため予防接種は強制ではありません。

## お問い合わせ先

保健相談センター 健康づくり課 予防係

☎ 098-875-2100